

伊賀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年2月28日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市規則第4号

伊賀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例施行規則の一部を改正する規則

伊賀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例施行規則（平成27年伊賀市規則第19号）の一部を次のように改正する。

第1条中「よる特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業（以下「特定教育・保育施設等」という。）」を「基づき、特定教育・保育施設等」に改め、「定める」の次に「ものとする」を加える。

第3条第1項中「に掲げる」を「の各号に掲げる教育・保育給付認定子どもの区分に応じ、当該各号に定める」に改め、同項第1号中「第19条第1項第3号に該当する者」を「第19条第3号に該当する教育・保育給付認定子ども」に、「保育認定」を「3号認定子ども」に、「掲げる者」を「掲げるもの」に改め、「①利用者負担額」を削り、同項第2号中「保育認定」を「3号認定子ども」に、「次のいずれかに該当する」を「かしのみ園へ入所した」に、「別表第1②利用者負担額」を「別表第1の2」に改め、同号ア及びイを削り、同条第2項中「保育認定において、同一世帯から2人以上の児童が特定教育・保育施設等へ入所している場合は、年齢の高い順から数えて2人目の児童」を「次の各号のいずれかに該当する場合の前項各号に掲げる者」に、「前項第1号又は第2号に規定する」を「当該各号に定める」に改め、「の額」の次に「(100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)」を加え、同項ただし書を削り、同項に次の2号を加える。

- (1) 同一世帯から2人以上の児童が特定教育・保育施設等へ入所しており、年齢の高い順から数えて2人目の児童が3号認定子どもである場合
- (2) 利用者負担額の算定に係る3号認定子どもの保護者及び扶養義務者の市民税所得割額の合計額が57,700円未満の世帯のうち、生計を一にする兄弟が1人いる場合

第3条第3項本文中「母子・父子家庭等」の次に「(別表第1備考3に規定する母子・父子家庭等をいう。)」を加え、「利用者負担額算定」を「利用者負担額の算定」に、「主宰者全員」を「保護者及び扶養義務者」に、「合計」を「合計額」に改め、「世帯」の次に「(市民税課税世帯に限る。)」を加え、「に掲げる」を「の各号に掲げる教育・保育給付認定子どもの区分に応じ、当該各号に定める」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 3号認定子どもであって次号に掲げるもの以外の者 別表第1の3に掲げる額
- (2) 3号認定子どもであってかしのみ園へ入所した者 別表第1の4に掲げる額

第3条第4項中「第1項」を「前3項」に改め、同項後段及び各号を削り、同条第10項を削り、同条第9項中「市民税」を「市長は、市民税」に改め、「がされていない場合」を削り、「利用者負担」を「利用者負担額」に、「場合、市長は、教育・保育給付認定保護者等」を「ときは、保護者及び扶養義務者」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中「主宰者」を「保護者又は扶養義務者(以下「保護者等」という。)」に、「場合」を「とき」に、「教育・保育給付認定保護者等」を「当該保護者等」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項中「算定基礎」を「算定の基礎」に、「場合は」を「ときは」に、「限り利用者負担額」を「限り当該利用者負担額」に、「市民税申告」を「市民税の申告」に、「又は」を「及び」に、「市民税更正」を「市民税の更正」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「、前年度分の市民税に基づいて行い、9月以降」を「前年度分の、9月から翌年3月まで」に、「、当該年度分」を「当該年度分」に、「基づき、9月1日に」を「基づいて」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「前項の規定により利用者負担額が無料となった児童で、前項第1号又は第2号の提出書類において、事実」を「市長は、前項の規定により提出された書類に事実」に、「をした」を「がある」に改め、「、市長は」を削り、「当該保護者」を「当該書類を提出した保護者」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第2項から前項までのいずれかの規定の適用を受けようとする保護者は、毎年次の各号のいずれかの書類を市長に提出し、兄姉の状況の確認を受けなければならない。

- (1) 伊賀市子ども・子育て支援法による教育・保育給付認定並びに教育・保育施設等の利用調整及び選考に関する規則(平成27年伊賀市規則第14号。以下「教育・保育給付認定規則」という。)第3条に規定する伊賀市保育所・幼稚園利用申込兼教育・保育給付認定申請書(現況届)
- (2) 前号に掲げるもののほか、兄姉の状況を確認することができる書類

第4条第2項中「場合」を「とき」に、「教育・保育給付認定保護者又は扶養義務者（以下「教育・保育給付認定保護者等」という。）」を「保護者等」に改める。

第8条第1項中「利用者負担額等を」を「、当該利用者負担額等を」に改め、同条第2項中「の規定により利用者負担額」を削り、「教育・保育給付認定保護者等」を「保護者等」に、「事由」を「減免を受けようとする理由」に改め、同条第3項中「申請書の提出」を「規定による申請」に、「教育・保育給付認定保護者等」を「保護者等」に改める。

第9条中「教育・保育給付認定保護者等」を「保護者等」に改める。

第10条中「及び各支所住民福祉課」を削る。

第11条中「場合」を「とき」に改める。

別表第1及び別表第1の2を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

各月初日の在籍入所児童の属する世帯の階層区分			3歳未満児利用者負担額（月額） （円）	
階層	定義		標準時間	短時間
1	生活保護世帯		0	0
2	市民税非課税世帯	母子・父子家庭等	0	0
3		2階層以外の世帯	0	0
4	市民税課税世帯であ って、利用者負担額 の算定に係る保護者 及び扶養義務者の市 民税所得割額の合計 額が右の区分に該当 する世帯	23,500 円未満	6,700	5,300
5		23,500 円以上 48,600 円未満	9,700	8,300
6		48,600 円以上 57,700 円未満	11,400	10,000
7		57,700 円以上 72,000 円未満	16,400	14,400
8		72,000 円以上 97,000 円未満	20,300	18,300
9		97,000 円以上 113,000 円未満	24,300	22,300
10		113,000 円以上	29,300	26,300

		134,000 円未満		
11		134,000 円以上 148,000 円未満	33,700	30,700
12		148,000 円以上 169,000 円未満	38,100	35,100
13		169,000 円以上 193,000 円未満	41,400	38,400
14		193,000 円以上 237,000 円未満	45,900	42,900
15		237,000 円以上 301,000 円未満	47,900	44,900
16		301,000 円以上	49,400	46,400

備考

- 1 この表から別表第1の4までにおいて「標準時間」とは、教育・保育給付認定規則に規定する保育必要量の認定における「1日当たり 11 時間までの利用に該当する区分」をいい、「短時間」とは、教育・保育給付認定規則に規定する保育必要量の認定における「1日当たり 8時間までの利用に該当する区分」をいう。
- 2 この表及び別表第1の2において「生活保護世帯」とは生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）による支援給付受給世帯
- 3 この表及び別表第1の2において「母子・父子家庭等」とは、児童の属する世帯で次の各号のいずれかに該当するものをいう。
 - (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）第 6 条第 1 項又は第 2 項に規定する配偶者のない女子又は配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものの世帯
 - (2) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者を有する世帯
 - (3) 療育手帳制度要綱（昭和 48 年厚生省児第 156 号）の規定により療育手帳の交付

を受けた者を有する世帯

(4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者を有する世帯

(5) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号）第 3 条に規定する特別児童扶養手当の支給要件となる障害児、国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）に規定する障害基礎年金の受給者を有する世帯

4 この表から別表第 1 の 4 までにおける市民税所得割額は、地方税法第 314 条の 6 に規定する調整控除額を除く税額控除の規定を適用しないものとして算出した額とする。

5 この表から別表第 1 の 4 までにおいて「3 歳未満児」とは、年度の初日において 3 歳に達していない児童をいう。

別表第 1 の 2（第 3 条関係）

各月初日の在籍入所児童の属する世帯の階層区分			3 歳未満児利用者負担額（月額） （円）	
階層	定義		標準時間	短時間
1	生活保護世帯		0	0
2	市民税非課税世帯	母子・父子家庭等	0	0
3		2 階層以外の世帯	0	0
4	市民税課税世帯であ って、利用者負担額 の算定に係る保護者 及び扶養義務者の市 民税所得割額の合計 額が右の区分に該当 する世帯	23,500 円未満	4,600	3,700
5		23,500 円以上 48,600 円未満	6,700	5,800
6		48,600 円以上 57,700 円未満	7,900	7,000
7		57,700 円以上 72,000 円未満	11,400	10,000
8		72,000 円以上 97,000 円未満	14,200	12,800
9		97,000 円以上 113,000 円未満	17,000	15,600

10		113,000 円以上 134,000 円未満	20,500	18,400
11		134,000 円以上 148,000 円未満	23,500	21,400
12		148,000 円以上 169,000 円未満	26,600	24,500
13		169,000 円以上 193,000 円未満	28,900	26,800
14		193,000 円以上 237,000 円未満	32,100	30,000
15		237,000 円以上 301,000 円未満	33,500	31,400
16		301,000 円以上	34,500	32,400

別表第 1 の 2 の次に次の 2 表を加える。

別表第 1 の 3（第 3 条関係）

各月初日の在籍入所児童の属する世帯の階層区分			3 歳未満児利用者負担額（月額） （円）	
階層	定義		標準時間	短時間
4	市民税課税世帯であ って、利用者負担額 の算定に係る保護者 及び扶養義務者の市 民税所得割額の合計 額が右の区分に該当 する世帯	23,500 円未満	3,300	2,600
5		23,500 円以上 48,600 円未満	4,800	4,100
6		48,600 円以上 57,700 円未満	4,800	4,100
7		57,700 円以上 72,000 円未満	4,800	4,100
8		72,000 円以上 77,101 円未満	4,800	4,100

別表第 1 の 4（第 3 条関係）

各月初日の在籍入所児童の属する世帯の階層区分			3歳未満児利用者負担額（月額） （円）	
階層	定義		標準時間	短時間
4	市民税課税世帯であ って、利用者負担額 の算定に係る保護者 及び扶養義務者の市 民税所得割額の合計 額が右の区分に該当 する世帯	23,500 円未満	2,300	1,800
5		23,500 円以上 48,600 円未満	3,300	2,800
6		48,600 円以上 57,700 円未満	3,300	2,800
7		57,700 円以上 72,000 円未満	3,300	2,800
8		72,000 円以上 77,101 円未満	3,300	2,800

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

伊賀市障がい者グループホーム設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和6年2月28日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市規則第5号

伊賀市障がい者グループホーム設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する規則
伊賀市障がい者グループホーム設置及び管理に関する条例施行規則(平成24年伊賀市規則第3号)は、廃止する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

伊賀市病院事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年2月28日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市規則第6号

伊賀市病院事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則

伊賀市病院事業の財務に関する特例を定める規則（平成16年伊賀市規則第239号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「事務長」を「病院総務課長」に改め、同条第5項を削り、同条第6項を同条第5項とし、同条第7項を同条第6項とする。

第15条の2の見出し中「指定代理納付者」を「指定納付受託者」に改め、同条中「第231条の2第6項」を「第231条の2の3」に、「指定代理納付者」を「指定納付受託者」に改める。

第16条ただし書中「指定代理納付者」を「指定納付受託者」に改める。

第23条第1項第1号を次のように改める。

(1) 薬品

第25条第5号中「その他必要」を「前各号に掲げるもののほか、必要」に改める。

第30条第1項第4号中「その他必要」を「前3号に掲げるもののほか、必要」に改める。

第31条の見出し中「払出し材料」を「払出したな卸資産」に改める。

第42条第1号イ中「付属設備」を「附属設備」に改める。

第45条第1項第6号中「その他必要」を「前各号に掲げるもののほか、必要」に改める。

第46条第1項第4号及び第47条第1項第4号中「その他必要」を「前3号に掲げるもののほか、必要」に改める。

第48条第1項第7号及び第54条第1項第6号中「その他必要」を「前各号に掲げるもののほか、必要」に改める。

第55条第1項中「機械備品」を「器械備品」に改める。

第67条第1項第10号を次のように改める。

(10) 企業債・他会計借入金明細書

第 68 条中「17 日」を「25 日」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第 10 条関係）

資産

款	項	目	節
資産	固定資産	有形固定資産	土地 建物 建物減価償却累計額 建物減損損失累計額 構築物 構築物減価償却累計額 構築物減損損失累計額 器械備品 器械備品減価償却累計額 器械備品減損損失累計額 車両 車両減価償却累計額 車両減損損失累計額 放射性同位元素 放射性同位元素減価償却累計額 放射性同位元素減損損失累計額 有形リース資産 有形リース資産減価償却累計額 有形リース資産減損損失累計額 建物仮勘定

			その他有形固定資産
			その他有形固定資産減価償却累計額
			その他有形固定資産減損損失累計額
		無形固定資産	
			借地権
			地上権
			電話加入権
			無形リース資産
			その他無形固定資産
		投資その他の資産	
			投資有価証券
			出資金
			長期貸付金
			長期貸付金貸倒引当金
			基金
			長期前払消費税
			その他投資
			その他投資減価償却累計額
	流動資産		
		現金・預金	
			現金
			預金
		未収金	
		(現年度未収金)	
			現年度団体未収金
			現年度個人未収金
			現年度医業外未収金
			現年度その他未収金

		(過年度未収金)	現年度未収消費税
			過年度団体未収金
			過年度個人未収金
			過年度医業外未収金
			過年度その他未収金
			過年度未収消費税
		未収金貸倒引当金	
			未収金貸倒引当金
		貯蔵品	
			薬品
			診療材料
			その他貯蔵品
		短期貸付金	
			他会計貸付金
		短期貸付金貸倒引当金	
			短期貸付金貸倒引当金
		前払費用	
			未経過保険料
			その他前払費用
		前払金	
			前払金
			前払消費税
		その他流動資産	
			仮払消費税
			特定収入仮払消費税
			その他流動資産

負債

款	項	目	節
負債	固定負債	企業債	建設改良費等の財源に充てるための企業債
			その他の企業債
		他会計借入金	建設改良費等の財源に充てるための長期借入金
			その他の長期借入金
		長期リース債務	長期リース債務
		引当金	退職給付引当金
			修繕引当金
			特別修繕引当金
			その他引当金
		その他固定負債	その他固定負債
	流動負債	一時借入金	一時借入金
		企業債	建設改良費等の財源に充てるための企業債
			その他の企業債
		他会計借入金	建設改良費等の財源に充てるため

			の長期借入金
			その他の長期借入金
		短期リース債務	
			短期リース債務
		未払金	
		(現年度未払金)	
			現年度医業未払金
			現年度医業外未払金
			現年度その他未払金
			現年度未払消費税
		(過年度未払金)	
			過年度医業未払金
			過年度医業外未払金
			過年度その他未払金
			過年度未払消費税
		未払費用	
			未払費用
		前受金	
			前受金
		預り金	
			預り金
		引当金	
			賞与引当金
			法定福利費引当金
			修繕引当金
			特別修繕引当金
			その他引当金
		その他流動負債	
			借受消費税
			その他流動負債

	繰延収益	長期前受金	長前) 国庫支出金 長前) 県支出金 長前) 一般会計繰入金 長前) 他会計繰入金 長前) 寄附金 長前) 受贈財産
		長期前受金収益化累計額	長前累計) 国庫支出金 長前累計) 県支出金 長前累計) 一般会計繰入金 長前累計) 他会計繰入金 長前累計) 寄附金 長前累計) 受贈財産

資本

款	項	目	節
資本	資本金	自己資本金	固有資本金 再評価組入資本金 繰入資本金 組入（造成）資本金
		借入資本金	企業債 他会計借入金
	剰余金		

		資本剰余金	再評価積立金
			補助金
			受贈財産評価額
			寄附金
			その他資本剰余金
		利益剰余金	減債積立金
			利益積立金
			建設改良積立金
			その他積立金
			当年度未処分利益剰余金
			(当年度未処理欠損金)

収益

款	項	目	節
病院事業 収益	医業収益	診療収益	入院収益
			外来収益
		その他医業収益	室料差額収益
			公衆衛生活動収益
			医療相談収益
			受託検査施設利用収益
			その他医業収益
	医業外収益	受取利息及び配当金	

			預金利息
			基金利息
			有価証券利息等
			配当金
		補助金	
			国庫補助金
			県補助金
			他会計補助金
			その他補助金
		負担金	
			他会計負担金
		消費税還付金	
			消費税還付金
		長期前受金戻入	
			国庫支出金長期前受金戻入
			県支出金長期前受金戻入
			一般会計繰入金長期前受金戻入
			他会計繰入金長期前受金戻入
			寄附金長期前受金戻入
			受贈財産長期前受金戻入
		その他医業外収益	
			貸付料
			有価証券売却収益
			寄附金
			その他医業外収益
	訪問看護ステーション事業収益		
		事業収益	
			介護保険収入
			医療保険収入

			その他事業収入
		事業外収入	
	特別利益		事業外収入
		固定資産売却益	
			固定資産売却益
		過年度損益修正益	
			過年度損益修正益
		他会計繰入金	
			他会計繰入金
		引当金戻入益	
			退職給付引当金戻入益
			賞与引当金戻入益
			法定福利費引当金戻入益
			修繕引当金戻入益
			特別修繕引当金戻入益
			貸倒引当金戻入益
			その他引当金戻入益
		その他特別収益	
			長期前受金戻入
			その他特別収益

費用

款	項	目	節
病院事業 費用	医業費用	給与費 (給料)	
			医師給

			看護師給
			准看護師給
			医療技術員給
			事務員給
			労務員給
		(手当)	
			医師手当
			看護師手当
			准看護師手当
			医療技術員手当
			事務員手当
			労務員手当
			会計年度任用職員手当
			賞与引当金繰入額
			報酬
			法定福利費
			法定福利費引当金繰入額
			退職給付費
		材料費	
			薬品費
			診療材料費
			給食材料費
			医療消耗備品費
		経費	
			厚生福利費
			報償費
			旅費交通費
			職員被服費
			消耗品費
			消耗備品費

			光熱水費
			燃料費
			食料費
			印刷製本費
			修繕費
			修繕引当金繰入額
			特別修繕引当金繰入額
			保険料
			賃借料
			通信運搬費
			委託料
			諸会費
			交際費
			広告料
			手数料
			貸倒引当金繰入額
			貸倒損失
			雑費
			負担金
		減価償却費	
			建物減価償却費
			構築物減価償却費
			器械備品減価償却費
			車両減価償却費
			放射性同位元素減価償却費
			その他有形固定資産減価償却費
			無形固定資産減価償却費
			リース資産減価償却費
		資産減耗費	
			たな卸資産減耗費

			固定資産除却費
		研究研修費	
			研究材料費
			謝金
			図書費
			旅費
			研究雑費
	医業外費用		
		支払利息及び企業債 取扱諸費	
			企業債利息
			長期借入金利息
			一時借入金利息
			企業債手数料及び取扱費
			リース利息
		消費税	
			消費税
		医療職員養成費	
			医師養成経費
			看護職員養成経費
		特殊研究費	
			特殊研究費
		雑損失	
			不用品売却原価
			その他雑損失
		寄附金	
			寄附金
	訪問看護ステーション事業費用		
		給与費	

		(給料)	医師給 看護師給 准看護師給 医療技術員給
		(手当)	医師手当 看護師手当 准看護師手当 医療技術員手当 会計年度任用職員手当 賞与引当金繰入額 報酬 法定福利費 法定福利費引当金繰入額
		材料費	薬品費 診療材料費 医療消耗備品費
		経費	厚生福利費 報償費 旅費交通費 職員被服費 消耗品費 消耗備品費 光熱水費 燃料費 印刷製本費 修繕費

			保険料
			賃借料
			通信運搬費
			委託料
			諸会費
			交際費
			手数料
			貸倒引当金繰入額
			雑費
			負担金
		減価償却費	
			車両減価償却費
			その他有形固定資産減価償却費
			リース資産減価償却費
		資産減耗費	
			固定資産除却費
		研究研修費	
			研究材料費
			謝金
			図書費
			旅費
			研究雑費
	特別損失		
		固定資産売却損	
			固定資産売却損
		減損損失	
			減損損失
		災害による損失	
			災害による損失
		臨時損失	

			臨時損失
		過年度損益修正損	
			過年度損益修正損
		その他特別損失	
			その他特別損失
	予備費		
		予備費	
			予備費

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条第2項の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。